

## 野辺地町キャラクター「じ～の」利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、「野辺地町キャラクター『じ～の』」(以下「じ～の」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (「じ～の」に関する権利)

第2条 「じ～の」に関する一切の権利は、野辺地町(以下「町」という。)に属する。

### (利用の申請)

第3条 「じ～の」を利用しようとする者は、あらかじめ利用申請書(様式第1号)を野辺地町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 野辺地町内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき
- (4) その他町長が認めたとき

2 利用申請書には、次に掲げる書類を添えて町長に提出することとする。

- (1) 「じ～の」の利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他町長が必要と認める書類

### (利用の許諾)

第4条 町長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、その目的内容等が適正であると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、「じ～の」の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書(様式第2号)を申請者へ交付する。

### (利用許諾の制限)

第5条 「じ～の」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は利用許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認め

られる場合

- (5) 「じ~の」の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 「じ~の」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) その他町長が使用について不相当と認めたとき

(利用料)

第6条 「じ~の」の利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 利用許諾に際して条件を付された場合は、これに従うこと。
- (5) 別に定めるデザインマニュアルに従って正しく使用すること。
- (6) 「じ~の」に関するデザイン及び名称により、又は改変して商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、その他の登録を行い、又は新たな権利を設定しないこと。

(許諾内容の変更等)

第8条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（[様式第3号](#)）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書（[様式第2号](#)）を交付する。

(許諾の取り消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができるものとし、利用者は、許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他「じ～の」等の利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 町長は、前項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
  - 3 町長は、利用者に「じ～の」の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第10条 町は、申請者がこの規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第11条 町は、「じ～の」の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 町は、利用者が「じ～の」を利用した商品等の瑕疵により第三者に与えた損害等について、一切の責任を負わない。
  - 3 利用者が「じ～の」の利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町は賠償請求できるものとする。

(情報の公開)

第12条 町長は、「じ～の」の利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、「じ～の」の利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、「じ～の」の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年12月3日から適用する。

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

野辺地町キャラクター「じ～の」利用申請書

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所  
名 称  
代表者名 印

野辺地町キャラクター「じ～の」を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 利 用 目 的                             |  |
| 利 用 区 分                             | 1 印刷物（ポスター・入場券）<br>2 看板・店舗壁面・商品POP・販促用の景品等<br>3 WEB上の使用<br>4 商品として販売するもの<br>5 その他（具体的に ） |
| 具体的な内容<br>（数量・利用方法・利用<br>場所等を詳しく記載） |  |
| 利 用 期 間                             | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日  |
| 連 絡 先<br>（ 担 当 者 ）                  | 所 属<br>氏 名<br>電話番号   |

添付書類

- （1）「じ～の」の利用状況がわかる完成見本等
- （2）その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第4条、第8条関係）

野辺地町キャラクター「じ～の」利用（変更）許諾書

許諾第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

野辺地町長

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町キャラクター「じ～の」  
利用（変更）について許諾します。

記

1. 利用目的

2. 具体的内容

3. 利用期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4. 使用場所

5. 使用条件

- ① 利用許諾を得た内容についてのみ利用し、町長が付した条件に従うこと。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出すること。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡・転貸しないこと。
- ③ 事故、知的財産の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が生じないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- ④ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取り消しとその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑤ 許諾が取り消されたときは、許諾取り消しの日から利用しないこと。  
また、取り消しにより利用者に生じた損害については、野辺地町は一切の責任を負いません。
- ⑥ 「じ～の」の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の状況等について、報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。
- ⑦ 野辺地町キャラクター「じ～の」利用に関する規程は、必要に応じて変更することがあります。
- ⑧ 野辺地町キャラクター利用に関する規程の内容を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

野辺地町キャラクター「じ～の」変更申請書

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所  
名 称  
代表者名 印

野辺地町キャラクター「じ～の」の利用許諾について、変更したいので申請します。

記

| 変 更 前 |
|-------|
|       |
| 変 更 後 |
|       |

添付書類

- (1) 「じ～の」の利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他町長が必要と認める書類